

町民参加のたたき台

町民参加

（町民参加の基本）

- 1 町民はまちづくりの主体であるという基本原則に基づき、町政に参加することを基本とします。
- 2 議会及び行政は、広く町民の意見を求め、町政に町民の意思を反映することを基本とします。
- 3 議会及び行政は、町政へ広く町民が参加する機会を保障します。
- 4 議会及び行政は、町政への参加又は不参加を理由として不利益を受けないよう配慮するものとします。
- 5 満20歳未満の青少年及び子どもは、次世代の担い手として、それぞれの年齢にふさわしい方法により、町政に参加できるものとします。

（町民参加の対象）

- 1 行政は、次の事項を実施するときは、町民の参加を求めるものとします。
 - (1) 総合計画及び分野別の基本的な計画の策定又は見直し
 - (2) 町民に義務を課し、若しくは町民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正又は廃止
 - (3) 広く町民が利用する重要な公の施設の利用方法及び管理運営方法の決定
 - (4) 重要な公の施設の新設又は廃止
 - (5) 行政が行う事務及び事業を効果的かつ効率的に推進するための行政評価の実施
 - (6) 町民の生活に大きな影響を及ぼす施策の決定
 - (7) 前各号のほか、町民参加が有効と思われる事項
- 2 行政は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、町民参加を求めないものとします。
 - (1) 定型的又は経常的に行うもの
 - (2) 軽易なもの
 - (3) 緊急に行わなければならないもの
 - (4) 町の機関内部の事務処理に関するもの
 - (5) 法令の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの
 - (6) 町税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるもの
- 3 行政は、町民参加を求めなかった場合において、町民からその理由を求められたときは、これを当該町民に回答しなければなりません。

（町民参加の方法）

行政は、前条に規定する事項を実施するときは、次に掲げる一つ以上の方法を活用して、適切な時期に、町民参加を求めるものとします。

- (1) 審議会等の開催
- (2) 意見交換会の実施
- (3) パブリックコメント手続（意思決定過程で素案を公表し、町民から出された意見等を考慮して決定する制度）
- (4) アンケート調査の実施
- (5) その他適切な方法

(提出された意見等の取扱い)

- 1 行政は、町民参加によって寄せられた意見及び提案等（以下「意見等」という。）を総合的に検討するものとします。
- 2 行政は、意見等の検討を終えたときは、速やかに次の事項を公表するものとします。ただし、公表することが適当でないと認められるときは、この限りではありません。
 - (1) 意見等の内容
 - (2) 意見等の検討結果及びその理由

(審議会等の運営)

- 1 行政は、行政運営に公平かつ広く町民の意見が反映されるよう、審議会等の委員の選任について次の事項に配慮するものとします。
 - (1) 委員の構成は、性別及び年代の別等に配慮し、多面的な審議が確保されるよう留意するものとします。
 - (2) 委員には、町民のうちから公募により選任された委員が含まれることを原則とします。
- 2 委員の公募は、町広報紙、町ホームページ又はその他適当な方法により行うものとします。
- 3 行政は、審議会等の会議が開催されたときは、会議録（会議の内容の要旨を記載したものをいう。）を作成し、閲覧に供するものとします。

【解説・考え方】

(町民参加の基本)

町民が主体となったまちづくりを進めていくためには、町民が町政へ参加することが必要です。

このため、町民が町政に参加すること、議会及び行政が広く町民の意見を求め、町政に町民の意思を反映することが基本であるとともに、町民が参加する機会を保障することを規定しています。

しかし、参加しない自由もあり、議会及び行政は、町民が参加するまたは参加しないことにより不利益を受けることがないように、配慮する必要があります。

さらに、町政は将来の美幌町のことを見据えて進めていく必要がありますが、未来は青少年や子どもが使うものであり、次の世代を担う青少年や子どもの意見を取り入れていくことも必要であることから、青少年や子どもが町政へ参加できることを規定しています。

(町民参加の対象)

- 1 行政が町民参加を推進する事項を規定しています。
 - ・「分野別の基本的な計画」とは、教育、福祉、産業などそれぞれの分野に係る中長期的な計画のことをいいます。
 - ・「町民に義務を課し、若しくは町民の権利を制限することを内容とする条例」とは、町民個人の活動や事業者等が行う活動に禁止行為や制限を設けるなど、規制を課すような、町民の権利義務にかかわる条例をいいます。
 - ・「重要な公の施設」とは、「議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例」で規定する施設をいいます。
 - ・第7号で、1号から6号で規定する以外で、町民参加が有効と思われる事項についても町民参加を推進することを規定しています。
- 2 町民参加を求めない事項を規定しています。

法令による制約があり町民の意思を反映させる余地がない場合や、不測の事態が発生したときなどで意思決定に緊急性・迅速性が求められる場合、また町が自らの責任と意思で決定すべき機関内部の事務などについては、町民参加を求めないこととしています。

このうち、「町税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの」については、地方自治法第74条第1項の規定において「地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収」が条例の制定又は改廃の直接請求の対象とされていません。この理由として、「地方税等の賦課徴収に関する条例の制定又は改廃に関する住民の直接請求は、制度そのものとして必ずしも適当でないものがあるのみならず、地方公共団体の財政的基盤を危うくし、その存在を脅かすものがあると認められるから」であるとされていることを踏まえ、町民参加を求めないこととしています。

なお、「その他金銭の徴収」とは、負担金、分担金、使用料及び手数料その他の徴収をいいます。

- 3 町民参加を求めなかったことについて町民から理由を求められた場合、町はその理由を回答しなければなりません。

（町民参加の方法）

前条で規定した参加のための方法を定めています。行政は、規定する方法の中から1つの以上の方法を用いて参加を求めることとしています。

このうち、「審議会等」とは、地方自治法第138条の4第3項に規定する、法律又は条例に基づいて設置された附属機関及びこれ以外のもので、知識経験を有する者等の意見を聴取し、町政に反映させることを目的として、規則、要綱等に基づき設置されたものをいいます。

（提出された意見等の取扱い）

行政が、町民から単に意見等を聴くだけでなく、その提出された意見等の実現の可能性を総合的に検討するよう規定しています。

そして、意見等に対しての検討結果及び結果を公表することとしています。ただし、これらの中に個人情報や事業活動情報など公表することが適当ではない情報が含まれているときは、それらの部分は公表しないこととしています

（審議会等の運営）

- 1 審議会の委員の選任については、多様な意見を審議会等における議論に反映させ、また、会議の公平性や透明性を高めるために、人材を幅広い分野からバランスよく選考するとともに、町民参加を進めるためにも、委員を公募により選任することが必要です。

なお、第2号で、委員に公募により選任された委員が含まれることを「原則」としているのは、審議会等によっては、法令で委員構成が定められている場合や、専門性の高い事案を取り扱う性質上、公募による委員の選任が適当ではない場合があり、これらの審議会等については公募を求めるものではありません。

- 2 委員を公募するにあたっては、町広報紙、ホームページ又はその他適当な方法により行うこととしています。
- 3 審議会等を開催したときは、会議の透明性を確保するとともに、町民との情報共有を図るため会議録を作成することとしています。

【町民会議では】

町民参加を自治基本条例でどの程度規定するのが議論されましたが、町民主体のまちづくりを進めていくための基本であり、町民参加を早期に確立するため、ある程度具体的な事項を自治基本条例に盛り込むこととしました。

また、議会の規定の必要性についても議論されましたが、議会についても町民が参加する機会が保障される必要があり、「町民参加の基本」として自治基本条例で規定することとしました。

さらに、参加の機会の保障や具体的な参加の方法や手続、満20歳未満の者の参加等について意見が出されました。